

第62回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月25日(土曜日)
午前10時

開催場所 東京都練馬区高松五丁目8番20号 J.CITY
ホテルカデンツァ東京 2階アゼリア

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2022年6月24日(金曜日) 午後5時30分

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

鈴茂器工株式会社

証券コード：6405

株主の皆様へ

ビジョン

『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第62回定時株主総会を2022年6月25日（土曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループの事業の現況と課題及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **鈴木 美奈子**

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役5名選任の件	8
第4号議案 監査役2名選任の件	12

(添付書類)

事業報告	14
連結計算書類	32
計算書類	45
監査報告書	52

招集ご通知

(証券コード6405)

2022年6月9日

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号

鈴茂器工株式会社

代表取締役社長 鈴木 美奈子

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を適切に講じた上で開催させていただきますが、当日のご来場は慎重にご判断いただき、書面又はインターネットによる議決権行使もご検討下さいますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによる議決権行使の期限は、**2022年6月24日（金曜日）午後5時30分まで**となります。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都練馬区高松五丁目8番20号 J. C I T Y
ホテルカデンツァ東京 2階アゼリア

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第62期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第62期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

4 ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照下さい。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.suzumo.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

◎株主総会にご出席の株主様にお配りしてありましたお土産並びに株主総会後に開催してありました試食会は、中止させていただきます。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当社では、以下の対応を実施させていただきますので、事情ご賢察の上、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会に出席する役員及び係員は、検温等を含め体調を確認した上で参加いたします。また、マスクを着用させていただきます。
- ・本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況等をご確認の上、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ・会場におきましては、マスク着用や会場入口に設置された消毒液の使用など感染予防にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・当日の受付時に、検温を実施させていただき、37.5℃以上の発熱をされている株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承下さい。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承下さい。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、予めご了承下さい。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間でを行う予定でおりますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- ・株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産並びに株主総会後に開催しておりました試食会は、中止させていただきます。

今後、本対応に追加すべき事項等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.suzumo.co.jp>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

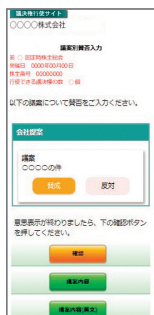
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

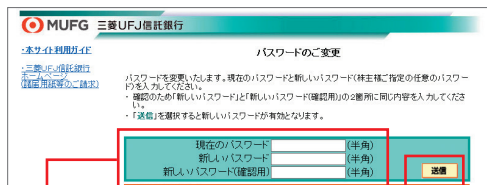
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項の一つとして認識しております。具体的には、安定的な配当を基本にしながら、財務状況や今後の事業展開等を考慮し、総合的な判断により剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金40円
配当総額 258,062,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案の通り改めたいと存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等)
	<p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第13条～第47条（条文省略）	第14条～第48条（現行通り）
(新設)	(附則)
	<p>1. <u>変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催される株主総会に係る招集手続はなお従前の例による。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

現任取締役は、全員本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における地位	在任期間	取締役会 出席状況
1	再任 鈴木美奈子 すずき みなこ	女性	代表取締役社長	18年	100% (14回/14回)
2	再任 谷口徹 たに ぐち とおる	男性	取締役 専務執行役員	3年	100% (14回/14回)
3	再任 社外 独立 高橋正己 たか はし まさみ	男性	社外取締役	7年	100% (14回/14回)
4	再任 社外 独立 高橋昭夫 たか はし あきお	男性	社外取締役	3年	100% (14回/14回)
5	再任 社外 橋本泰 はし もと やすし	男性	社外取締役	2年	100% (14回/14回)

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

すず き み な こ
鈴木美奈子

生年月日

1961年8月30日生

再任



所有する当社株式の数

813,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

2003年9月 当社入社 社長室長
2004年1月 当社社長室長兼管理本部システム統括部長
2004年6月 当社取締役管理本部長兼システム統括部長
2007年6月 当社常務取締役
2016年10月 当社取締役副社長
2017年6月 当社代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社セハーージャパン取締役会長
- ・Suzumo International Corporation取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社において豊富な経歴及び経験と見識を備え、現在代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮しこれまでの概念にとらわれない経営改革を実行する等、適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

たに ぐち とおる
谷 徹

生年月日

1968年7月6日生

再任



所有する当社株式の数

5,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当

2015年4月 当社入社 経営企画部長
2019年6月 当社専務取締役海外事業本部管掌兼管理本部管掌
2021年6月 当社取締役専務執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社日本システムプロジェクト代表取締役社長
- ・Suzumo International Corporation取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、2019年の当社専務取締役就任以降、経営の監督を適切に行うと共に、豊富な事業経験と幅広い知見に基づくリーダーシップにより、中期経営計画を着実に推進するなど、当社グループの継続的成長に貢献しており、今後も更なる活躍が期待されることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

たか はし
高橋

まさ み
正己

生年月日
1945年1月24日生

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
1,300株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1968年4月 株式会社埼玉銀行（現株式会社りそな銀行） 入行
1991年4月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行） 英国証券会社社長
1996年6月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行） 取締役国際部長
2002年4月 トーヨーカネット株式会社代表取締役副社長
2002年10月 トーヨーカネットソリューションズ株式会社代表取締役社長
2004年1月 株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表取締役社長（現任）
2007年5月 株式会社エコス取締役（現任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表取締役社長
- ・株式会社エコス取締役

■ 取締役候補者とした理由

金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験と国内外の豊富なネットワークを当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点から従来の枠組みにとられない幅広い見識を当社経営に反映していただき、また、当社の経営監督機能を更に強化するため尽力いただくことを期待しております。

候補者番号

4

たか はし
高橋

あき お
昭夫

生年月日
1956年3月15日生

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
2,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 大和証券株式会社入社
2009年9月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）専務取締役
2012年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長
2015年4月 株式会社大和インベストメント・マネジメント代表取締役社長
2017年7月 バイオマス・フューエル株式会社社外取締役（現任）
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2019年12月 株式会社MTG社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・バイオマス・フューエル株式会社社外取締役
- ・株式会社MTG社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点からその専門的な知見を当社経営に反映していただき、また、当社の経営監督機能を更に強化するため尽力いただくことを期待しております。



所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1990年 4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）
入行
- 2003年 3月 株式会社ベーシックキャピタルマネジメント出向
- 2007年 9月 オリnpas キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテ
ッドエグゼクティブディレクター
- 2009年 7月 同上日本における代表者
- 2014年 6月 株式会社海外需要開拓支援機構執行役員
- 2018年 6月 京都きもの友禅株式会社（現株式会社YU-WA Creation Holdings）
社外取締役（現任）
- 2018年 6月 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

- ・株式会社YU-WA Creation Holdings社外取締役
- ・合同会社ブリッジパートナーズ代表社員

■ 取締役候補者とした理由

金融機関、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点からその専門的な知見を当社経営に反映していただき、また、当社の経営監督機能を更に強化するため尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1. 橋本泰氏は、当社の資本業務提携先であるMizuho Gulf Capital Partners Ltdの指名候補者であります。同氏と当社の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋正己氏、高橋昭夫氏及び橋本泰氏は、社外取締役候補者であります。高橋正己氏及び高橋昭夫氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 高橋正己氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年になります。
5. 高橋昭夫氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年になります。
6. 橋本泰氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年になります。
7. 当社と高橋正己氏、高橋昭夫氏、橋本泰氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。三氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、2022年6月に保険期間が満了した場合、当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。
- なお、当該保険契約の概要は、次の通りです。
- 填補の対象となる保険事故に関しては、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の保険会社の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役瀨川和彦氏及び監査役宇佐公興氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号		氏名	性別	現在の当社に おける地位	在任 期間	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任	こう の 河野 淳	男性	—	—	—	—
2	新任 社外 独立	なか しま 中島 敬方	男性	—	—	—	—
—	社外 独立	むら い 村井 淳也	男性	社外監査役	3年	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)

新任 新任監査役候補者

再任 再任監査役候補者

社外 社外監査役又は社外監査役候補者

独立 独立役員又は独立役員候補者

(注) 当社の監査役任期は4年であり、村井淳也氏は2019年6月開催の第59回定時株主総会において、選任され就任しております。

候補者番号

1

こう の
河野

じゅん
淳

生年月日

1962年7月20日生

新任



所有する当社株式の数

400株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2010年3月 当社入社 東京工場長付部長
2010年7月 当社東京工場技術部長
2012年4月 当社東京工場技術管理部長
2015年10月 当社商品部長
2019年7月 当社監査室長（現任）

■ 監査役候補者とした理由

当社において知財・内部監査等の業務に長年携わり、豊富な業務経験と当社業務全般に係る高い知見を有しております。それらを活かし、取締役の職務執行を監視・監査いただけるものと判断し、監査役候補者となりました。

候補者番号

2

なか しま
中島

たか まさ
敬方

生年月日

1956年3月31日生

新任

社外

独立



所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1978年4月 三菱自動車工業株式会社入社
1993年5月 公益財団法人連合総合生活開発研究所主任研究員（出向）
2001年7月 伊藤忠人事サービス株式会社（現伊藤忠人事総務サービス株式会社）
人事部長兼コンサル事業部長
2004年2月 日本エイム株式会社（現UTグループ株式会社）執行役員HR部門長
2007年4月 学校法人近畿大学経営学部教授（同大学院商学研究科教授兼務）

■ 監査役候補者とした理由

過去に会社の経営には関与しておりませんが、経営学を専門とする学識経験者として、高度な知見に基づく助言や監査を期待することができるものと判断したためであります。選任後もこのような観点からその専門的な知見を当社監査に反映していただくことを期待しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中島敬方氏は社外監査役候補者であります。

3. 当社は、河野淳氏及び中島敬方氏との間で、両氏が監査役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、2022年6月に保険期間が満了した場合、当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

なお、当該保険契約の概要は、次の通りです。

填補の対象となる保険事故に関しては、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の保険会社の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の大半の期間において、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発令され、対個人サービスや宿泊・飲食サービスにとっては厳しい状況が続きました。一方、製造業は、コロナ禍からの経済活動の正常化が進む先進国を中心とした海外需要を背景に輸出は増加基調にあります。今後の先行きについては、半導体をはじめとする部材等の供給制限や、ロシアのウクライナ侵攻の情勢及びそれに伴う資源価格・物価の上昇といった経済へのリスクが数多く存在する状況です。

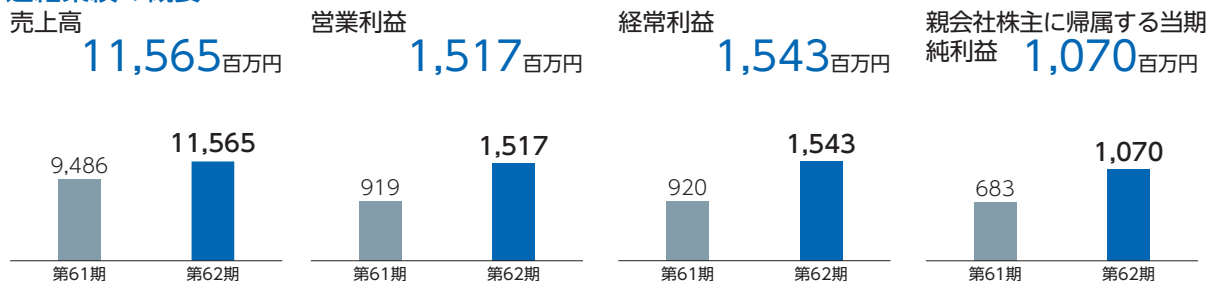
このような環境の下、当連結会計年度は、外食・小売業における機械化や省人化の動きが加速し、製品需要は高い水準で推移しました。一方、第2四半期連結会計期間より、半導体や部材の供給不足による生産活動への影響が続き、高まる需要への対応を行うため、部材調達先の開拓などを行いました。

国内は、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の発令により、外食需要は厳しい状況となった一方、引き続き、テイクアウトやデリバリーの拡大、省人化の動きが進みました。業態別では、大手回転寿司チェーンへのテイクアウト向け寿司ロボットの導入、新規出店に伴う寿司ロボットの製品需要が拡大いたしました。加えて、事業者や最終消費者における衛生意識やフードロスへの関心の高まりを背景に、ホテル、旅館、社員食堂、病院といった新たな顧客層からのご飯盛付けロボット (Fuwarica) の製品需要が広がりました。加えて、2021年10月にグループ入りした株式会社日本システムプロジェクトの売上高が当第4四半期連結会計期間より寄与したこともあり、国内売上高は前連結会計年度を上回りました。

海外は、経済活動の再開が進んだことに伴い外食・小売業における人手不足が深刻化し、人の労働力を機械へ置き換える機械化の動きが加速し、製品需要が拡大いたしました。地域別では、特に北米や欧州において、外食事業者やスーパーマーケットにおける寿司ロボットの製品需要の拡大傾向が続きました。足元では、ロシアのウクライナ侵攻による物流機能の停止に伴い欧州向けの販売に影響を受けたものの、海外売上高は前連結会計年度を大きく上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、115億65百万円（前連結会計年度比21.9%増）と前連結会計年度を上回る結果となりました。国内・海外別の売上高の内訳は、国内売上高が77億29百万円（同6.4%増）、海外売上高が38億36百万円（同72.7%増）となりました。

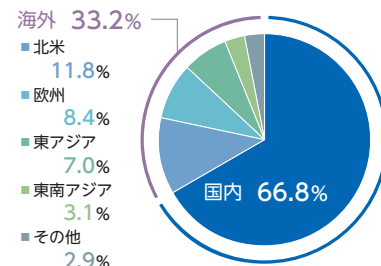
連結業績の概要



当連結会計年度の国内海外別売上高

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	増減額 百万円	増減率 %
	百万円	百万円		
国内	7,264	7,729	465	6.4
海外	2,221	3,836	1,614	72.7
合計	9,486	11,565	2,079	21.9

地域別売上高構成比



利益面につきましては、売上高の増加により、売上総利益は56億83百万円（同29.3%増）、営業利益は15億17百万円（同65.1%増）、経常利益は15億43百万円（同67.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億70百万円（同56.6%増）と前連結会計年度を大きく上回りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額232百万円であります。その主なものは、新販売管理システム開発に関する投資119百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)
売 上 高 (千円)		8,186,503	8,930,153	9,486,060	11,565,869
経 常 利 益 (千円)		696,016	702,284	920,782	1,543,782
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)		468,620	321,680	683,399	1,070,143
1株当たり当期純利益		72円35銭	49円85銭	105円76銭	165円92銭
総 資 産 (千円)		13,431,094	13,830,036	14,694,726	16,416,053
純 資 産 (千円)		11,482,775	11,654,975	12,198,060	13,254,066

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出し表示しております。
 3. 第62期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。
 4. 第62期の記載金額は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）適用後の金額であります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略と事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、1961年に製菓機械メーカーとして創業、そして、1981年に世界初の量産型小型寿司ロボットを開発し、世界の約80カ国に寿司ロボットを販売する世界シェアNo.1企業へと成長してまいりました。

事業成長と社会的価値向上による企業価値の最大化を図るために、「既存マーケットの拡大と深耕を推進する」「新たな成長分野・事業を構築する」「事業の成長に資する投資を積極的に実行する」の3点を対処すべき重要課題と定め、当社の中長期的な経営戦略を以下のように策定しております。

① 成長戦略

・国内戦略

当社が市場シェアの約80%を占める寿司ロボットのマーケットは、成熟期を迎えています。この寿司マーケットに続く、未導入の業態や店舗が多く存在する盛付けマーケットの創造を推進します。また、マーケティング・開発体制の強化と社外ネットワークを活用したオープンイノベーションを推進し、「世の中にない」「社会を豊かにする」製品開発を強化します。

重点取り組み

- 盛付けロボットのマーケット拡大
- 食品工場向け大型機領域での業界トップの製品確立
- 米飯加工以外の製品開発の強化
- SUZUMOブランドの消費者への浸透

・海外戦略

寿司、おむすびなどの米飯食は世界的レベルで認知度が高まっており、市場の拡大が見込まれます。海外マーケットの更なる成長を実現していくために、北米・アジア・欧州の主要3市場の深耕と中東などの第4の市場創造を推進します。

北米	日本食の大衆化が進んでおり、既存顧客への深耕と潜在顧客へのアプローチを拡大するため、提携も含めた外部との連携、販売・サービス拠点の拡大、新たな米飯加工品の提案を推進。
アジア	経済発展に伴い、日本食市場が急速に拡大しており、日系企業の進出サポートや現地企業の商品開発・品質等のコンサルテーションを推進し、「日本食先進国」を拡大させる。
欧州	日本食の普及が進む一方、事業者と消費者への日本の米飯食の広がりには限定的。拠点の新設、販売店網の再編を通じて、現地大手事業者との市場拡大に向けた取り組みを推進。
中東他	現地や日本の事業者、食材や厨房事業者と事業の垣根を越えて連携し、日本食のバリューチェーンを構築し、米飯市場を創造する取り組みを推進。

・新規事業の創出

「社会変化：食のライフスタイル・未来像」「技術基盤：米飯加工関連技術×新技術」「事業ネットワーク：グローバルフードバリューチェーン」の3つのテーマを柱に、自前主義から脱却し、M&A・提携を活用し、外部との共創により、これまでの枠を超えた新製品・新規事業の創出を図ります。

② 資本・財務戦略

事業を成長させるための新製品・新事業投資、設備投資、無形資産投資を積極的に推進し、企業価値の最大化を図ります。

新製品・新事業投資	●外部との共創を積極的に進めるM&A、アライアンス等の投資
設備投資	●新製品開発に伴う金型投資 ●売上規模拡大に伴う生産及び販売能力の拡張への投資 ●生産性の向上を進めるためのITシステム投資
無形資産投資	●事業競争力を向上させる人材、ブランド、研究開発への投資

総還元性向（配当金・自己株式取得）30%以上を基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の株主還元を行い、機関投資家及び個人投資家向けIRの積極的な推進と国内外への情報開示を強化してまいります。

株主還元	●総還元性向（配当金・自己株式取得）30%以上 ●配当回数 年2回（中間配当及び期末配当）
資本市場との対話	●機関投資家および個人投資家IRの積極的推進 ●情報開示の強化
株式インセンティブ	●全グループ従業員（国内）を対象とした「譲渡制限付株式付与制度」の導入 ●当社役員を対象とした「譲渡制限付株式報酬制度」の導入

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社日本システムプロジェクト	東京都新宿区	百万円 50	100%	飲食サービス業向けシステム開発及び販売
株式会社セハージャパン	東京都台東区	百万円 16	100%	アルコール系洗浄剤・除菌の製造及び販売
Suzumo International Corporation	米国 カリフォルニア州	千US\$ 475	100%	当社製品の販売
Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd.	シンガポール タゴール	千S\$ 500	85%	当社製品の販売

(注) 2021年10月1日に株式会社日本システムプロジェクトの発行済株式の全てを取得し100%子会社としました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、寿司ロボット、ご飯盛付けロボット及びアルコール製剤等の製造及び販売、POSシステムやセルフオーダーシステムの開発及び販売、配膳ロボットの販売等を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場

当社

本社及び工場	本社 東京工場	東京都練馬区 埼玉県比企郡
営業所	札幌営業所 仙台営業所 名古屋営業所 大阪営業所 広島営業所 九州営業所	北海道札幌市 宮城県仙台市 愛知県名古屋市 大阪府箕面市 広島県広島市 福岡県福岡市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
432名	31名増

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,480,000株

(3) 株主数 2,422名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴木 節子	1,300,240株	20.15%
GULF JAPAN 1	898,500株	13.93%
鈴木 美奈子	813,000株	12.60%
鈴木 映子	813,000株	12.60%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	423,600株	6.57%
鈴木器工取引先持株会	293,940株	4.56%
立花証券株式会社	120,700株	1.87%
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	98,500株	1.53%
岩本 庄司	98,000株	1.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	93,100株	1.44%

(注) 持株比率は、自己株式(28,450株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株4,200株	1名

(注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間内及び当社による無償取得事由等の定めに従って交付された当社普通株式(譲渡制限付株式)です。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木美奈子	株式会社セハージャパン取締役会長 Suzumo International Corporation取締役会長
取締役専務執行役員	谷口 徹	株式会社日本システムプロジェクト代表取締役社長 Suzumo International Corporation取締役
取締役	高橋正己	株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表取締役社長 株式会社エコス取締役
取締役	高橋昭夫	バイオマス・フューエル株式会社社外取締役 株式会社MTG社外取締役
取締役	橋本 泰	株式会社YU-WA Creation Holdings社外取締役 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員
常勤監査役	瀬川和彦	
監査役	宇佐公興	
監査役	村井 淳也	村井法律会計事務所 弁護士、公認会計士

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第61回定時株主総会をもって、取締役中村健司氏、取締役村瀬康宏氏及び取締役金井俊男氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役高橋正己氏、高橋昭夫氏及び橋本泰氏は、社外取締役であります。また、高橋正己氏及び高橋昭夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役瀬川和彦氏、宇佐公興氏及び村井淳也氏は、社外監査役であります。また、宇佐公興氏及び村井淳也氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役村井淳也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ① 取締役高橋正己氏の兼職先である株式会社ロイヤルメディカルクラブ及び株式会社エコスと当社との間には特別の関係はありません。
 - ② 取締役高橋昭夫氏の兼職先であるバイオマス・フューエル株式会社及び株式会社MTGと当社との間には特別の関係はありません。
 - ③ 取締役橋本泰氏の兼職先である株式会社YU-WA Creation Holdings及び合同会社ブリッジパートナーズと当社との間には特別の関係はありません。
 - ④ 監査役村井淳也氏の兼職先である村井法律会計事務所と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

上記(1)(注)1記載の通り。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員、当社の国内子会社の取締役・監査役・執行役員、当社の海外子会社の取締役・監査役・執行役員のうち、当社又は当社国内子会社に籍をおく者、及び当社又は当社国内子会社の役員と当社海外子会社の役員を兼務している者が対象となります。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額		計
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	8名	137百万円	7百万円	144百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(19百万円)	(-)	(19百万円)
監査役	3名	11百万円	-	11百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(11百万円)	-	(11百万円)
計	11名	148百万円	7百万円	155百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役3名が含まれております。

3. 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬であり、その概要は、以下の通りです。なお、当事業年度における譲渡制限付株式の交付状況は、「2.(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。

①対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。対象取締役は、当該取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行

又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年32,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

②譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結するものとします。

ア 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」といいます）。

イ 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」といいます）が満了する前に上記アのいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記ウの定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

ウ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記イに定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記アに定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

エ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合において、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額2億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

また、2021年6月29日開催の第61期定時株主総会において、上記当社取締役の金銭報酬年額2億5,000万円の範囲内で、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬等として支給する金銭報酬債権年額を3,000万円以内とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は2名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2000年6月28日開催の第40期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(6) 取締役の個人別の報酬等に関する決定方針

- ① 取締役の個人別の報酬等に関する決定方針の決定の方法
2021年2月10日開催の取締役会決議により決定し、その後、2021年6月29日及び2022年3月23日の取締役会決議により一部変更しております。
なお、当事業年度における報酬等は、2022年3月23日の変更前の方針に基づいて支給しております。同変更後の方針については、以下の【ご参考】をご参照下さい。
- ② 基本方針
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成するものとする。
なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成するものとする。
- ③ 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ④ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役には、業績連動報酬は支給しないものとする。
- ⑤ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から取締役その他当社取締役会の定める地位のいずれの地位

も喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬として、原則、毎年一定の時期に付与する。また、当該譲渡制限付株式の決定については、以下の条件に従うものとする。

- ア. 各取締役（社外取締役を除く）に付与する株式の個数は、各取締役（社外取締役を除く）の基本報酬額の一定の割合の金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定する。
- イ. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額とする。
- ウ. 譲渡制限付株式として発行又は処分される当社株式の数は、年32,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数は合理的な範囲で調整される）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役（社外取締役を除く）に特に有利とならない金額とする。

- ⑥ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬の割合については、取締役のインセンティブが適切に機能するように、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、決定するものとする。なお、基本報酬に加えて付与される非金銭報酬等の割合は、基本報酬の2ヶ月分を目安とする。

- ⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額は、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会より委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬等について決定するものとする。

- ⑧ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会からの委任をうけた代表取締役社長の鈴木美奈子が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、当該権限を取締役会が委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的であると考えられるからであります。

代表取締役は、上記取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づいて、取締役の役位、職責、在任年数、当社の実績、従業員給与の水準を踏まえて当該事業年度に係る取締役の個人別報酬額を決定しており、取締役会は、当該決定内容は取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

【ご参考】

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成するものとする。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成するものとする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の業績指標と個人別の評価を反映した現金報酬とする。各事業年度の業績指標には、売上高、営業利益、営業利益率及びROE（いずれも連結決算ベース）の目標値に対する達成度合い（以下本号及び次号において「業績達成度合い」という。）を用いるものとし、業績達成度合いと個人別評価結果に応じて算出された額を業績連動報酬として毎年、一定の時期に支給する。

なお、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

④ 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く。以下、本号において同じ）に対し、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から取締役その他当社取締役会の定める地位のいずれの地位も喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬として、原則、毎年一定の時期に付与する。また、当該譲渡制限付株式の決定については、以下の条件に従うものとする。

- ア. 各取締役に付与する株式の個数は、業績達成度合いと個人別評価結果に応じて算出された金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定する。
 - イ. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額とする。
 - ウ. 譲渡制限付株式として発行又は処分される当社株式の数は、年32,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数は合理的な範囲で調整される。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない金額とする。
- ### ⑤ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬の割合については、取締役のインセンティブが適切に機能するように、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率は役位によって異なるが、役位が上位であるほど基本報酬の比率は低下し、中期経営計画に定める目標値を達成した場合の報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね以下の通りとなる。

代表取締役社長執行役員 基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝50:50:0

取締役専務執行役員 基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝60:20:20

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会より委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないものとする。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全14回のうち、取締役高橋正己氏、取締役高橋昭夫氏及び取締役橋本泰氏共に全回出席となっております。

イ. 取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要については、高橋正己氏は、金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。高橋昭夫氏は、証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。また、橋本泰氏は、金融機関、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。

② 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全14回のうち、監査役瀬川和彦氏は13回出席、監査役宇佐公興氏及び監査役村井淳也氏は全回出席となっております。また、監査役会への出席状況については、当事業年度開催の監査役会全15回のうち、監査役瀬川和彦氏、監査役宇佐公興氏及び監査役村井淳也氏共に全回出席となっております。

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況については、業務監査等の観点からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人としての適格性、独立性、信頼性が確保できないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、次の通りであります。

- ① 当社及び当社企業グループ会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点としている。

当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたっている。統括的な組織としては、当社社長直轄の監査室が法令・定款に適合しているかを内部監査を行うことにより確認すると共に、重要な事項については、顧問弁護士や会計監査人に指導・助言を得て取り組めるような専管組織として位置づけられている。

当社グループは、反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることにしている。

また、当社は当社グループの取締役及び使用人等がコンプライアンス上、疑義ある行為があったとの情報があれば、常勤監査役、監査室長に連絡し適正な対応をとることにしている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理することとしている。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「情報セキュリティ」や「品質リスク」を未然に防ぐと共に軽減する危機管理組織を設置している。情報セキュリティについては管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底している。また、生産部門においては、ISO9001の品質マネジメントシステムを中心として適正な品質と品質の改善ができる品質保証体制の更なる充実と従業員の環境・安全に取り組んでいく組織として「安全衛生委員会」が設けてある。

不測の事態が発生した場合には、当社社長指揮下の「緊急対策本部」を設けて情報収集と社内外への情報開示を行うと共に、原因の究明と再発防止策に努めることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び監査役の役員構成であり、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務遂行に努めている。定例の取締役会は毎月1回開催し重要な事項の決定並びに取締役の業務執行報告を実施している。また、適宜必要かつ重要な事項については臨時の取締役会を開催している。また、取締役会には全ての監査役が出席し業務監査機能の強化を図っている。

業務の運営については、将来の事業環境の変化を踏まえ中期経営計画及び各年度予算計画を立案し、具体的な施策を実施している。

なお、組織的には「経営会議」、「営業会議」、「開発会議」などを通して業務の効率的推進を図っている。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署として監査室が位置づけされている。経営については、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うこととしている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。なお、補助すべき期間は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとし、監査役に当該報告を行った者が報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書や業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っている。

また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制の整備を行うこととしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に対して各種会議や朝礼等を通じて伝達することにより、法令並びに社会倫理を遵守するための取り組みを継続的に行っております。それに伴い、法令・定款を遵守し統制のとれた行動ができているかを内部監査により確認し、適切な業務運営にあっております。

また、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めると共に、基本契約書への反社会的勢力排除条項の記載、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携等、関係を遮断する体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に保存・管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける「情報セキュリティ」については、管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底しております。「品質リスク」については、生産部門がISO9001の品質マネジメントシステムを中心として、品質保証体制の更なる充実に取り組んでおります。また、毎月開催の安全衛生委員会において、従業員の環境・安全に関する取り組みを実施しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社外取締役3名を含む取締役5名は、取締役会規則に基づき、原則月1回開催（当事業年度は14回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、各取締役の業務執行報告を行っております。
業務の運営については、毎月開催の経営会議、開発会議、営業会議などを通して効率的推進を図っております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うことにより、子会社の経営管理を実施しております。経営企画部主催により、毎月開催している経営報告会等において、子会社役員から月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、情報の共有化を図ると共に重要案件の協議を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社では、当期において監査役から監査役スタッフを置く必要があるとの申し出は受けておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役3名（すべて社外監査役）は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、営業会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて、当社グループの経営状況を監視しております。更には、会計監査人等との間で定期的に情報交換等を行い、取締役及び使用人等から定期的な報告を受け、内部統制システムの構築及び運用状況の確認をしております。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制システムを整備・運用しております。年1回の内部監査を実施することで内部統制の有効性及び適正性の評価・検証を行い、その結果について担当役員及び代表取締役に報告の上、内部統制報告書を提出しております。

以上

(注) 本事業報告に記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)	科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	12,085,747	10,568,730	流動負債	1,775,043	1,382,112
現金及び預金	8,276,521	7,342,853	買掛金	489,936	468,338
受取手形及び売掛金	1,287,167	1,321,992	1年以内返済予定の長期借入金	46,273	—
電子記録債権	172,495	16,709	未払金	172,673	128,935
棚卸資産	2,199,405	1,801,579	未払費用	191,421	148,041
その他	150,156	85,595	未払法人税等	323,417	231,658
固定資産	4,330,306	4,125,996	未払消費税等	38,453	68,321
有形固定資産	2,782,217	2,906,199	賞与引当金	182,648	175,749
建物及び構築物	1,427,535	1,492,988	その他	330,218	161,066
機械装置及び運搬具	55,921	44,653	固定負債	1,386,943	1,114,552
工具器具備品	155,220	239,517	長期借入金	193,180	—
土地	1,125,607	1,125,607	繰延税金負債	38	965
その他	17,931	3,431	退職給付に係る負債	1,106,754	1,035,616
無形固定資産	324,736	205,053	役員退職慰労引当金	10,105	8,765
のれん	41,864	—	その他	76,865	69,206
その他	282,871	—	負債合計	3,161,987	2,496,665
投資その他の資産	1,223,352	1,014,743	純資産の部		
投資有価証券	403,207	411,383	株主資本	13,205,400	12,246,058
繰延税金資産	509,644	439,481	資本金	1,154,418	1,154,418
その他	319,180	172,558	資本剰余金	986,618	982,960
貸倒引当金	△8,680	△ 8,680	利益剰余金	11,102,138	10,160,882
資産合計	16,416,053	14,694,726	自己株式	△37,774	△ 52,202
			その他の包括利益累計額	30,800	△ 62,004
			その他有価証券評価差額金	91,095	99,568
			為替換算調整勘定	47,881	△ 38,752
			退職給付に係る調整累計額	△108,177	△ 122,820
			非支配株主持分	17,864	14,006
			純資産合計	13,254,066	12,198,060
			負債及び純資産合計	16,416,053	14,694,726

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	当期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(ご参考) 前期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	11,565,869	9,486,060
売上原価	5,882,229	5,091,604
売上総利益	5,683,640	4,394,456
販売費及び一般管理費	4,166,465	3,475,279
営業利益	1,517,174	919,177
営業外収益	37,445	17,089
受取利息及び配当金	3,076	2,637
為替差益	14,142	-
保険解約返戻金	12,065	-
受取手数料	-	1,347
受取保険金	-	1,674
助成金収入	-	6,858
その他	8,160	4,572
営業外費用	10,838	15,484
支払利息	736	370
手形売却損	222	192
保険解約損	1,371	-
リース解約損	2,327	-
売上割引	-	2,312
為替差損	-	4,886
譲渡制限付株式関連費用	4,018	3,321
持分法による投資損失	2,162	3,843
その他の営業外費用	0	557
経常利益	1,543,782	920,782
特別利益	39,000	41,516
投資有価証券売却益	39,000	-
抱合せ株式消滅差益	-	41,516
特別損失	550	174
固定資産除却損	550	174
税金等調整前当期純利益	1,582,232	962,124
法人税、住民税及び事業税	578,608	345,003
法人税等調整額	△68,894	△67,147
法人税等合計	509,713	277,856
当期純利益	1,072,518	684,268
非支配株主に帰属する当期純利益	2,374	868
親会社株主に帰属する当期純利益	1,070,143	683,399

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,154,418	982,960	10,160,882	△52,202	12,246,058
当期変動額					
剰余金の配当			△128,888		△128,888
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,070,143		1,070,143
自己株式の取得				△249	△249
自己株式の処分		3,658		14,677	18,336
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					0
当期変動額合計	－	3,658	941,255	14,428	959,342
当期末残高	1,154,418	986,618	11,102,138	△37,774	13,205,400

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	99,568	△38,752	△122,820	△62,004	14,006	12,198,060
当期変動額						
剰余金の配当						△128,888
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,070,143
自己株式の取得						△249
自己株式の処分						18,336
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,472	86,634	14,643	92,804	3,858	96,662
当期変動額合計	△8,472	86,634	14,643	92,804	3,858	1,056,005
当期末残高	91,095	47,881	△108,177	30,800	17,864	13,254,066

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社セハージャパン 株式会社日本システムプロジェクト Suzumo International Corporation Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd.
連結の範囲の変更	当連結会計年度において、株式会社日本システムプロジェクトの全株式を取得したため、新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
会社の名称 Bluefin Trading LLC
- (2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社日本システムプロジェクトの決算日は2月28日であります。その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
株式等以外のもの……………は移動平均法により算定）を採用しております。

の

市場価格のない……………移動平均法による原価法を採用しております。
株式等

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産…………… (イ) リース資産以外の有形固定資産
 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
 建物 2～50年
 工具器具備品 2～20年
- (ロ) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- ②無形固定資産…………… (イ) リース資産以外の無形固定資産
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 (ロ) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- ③長期前払費用…………… 均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金
 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主として寿司用米飯加工機械、盛付け用米飯加工機械等の米飯加工機械の製造・販売及びアルコール系洗浄剤、除菌剤等の衛生資材の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年から10年間の定額法により償却を行っております。

ただし、その効果の発現が将来にわたって見込まれない場合は一時償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、独立掲記して表示しておりました「受取手数料」(当連結会計年度は1,646千円)、「受取保険金」(当連結会計年度は2,532千円)及び「助成金収入」(当連結会計年度は1,609千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	41,864
投資有価証券	403,207
上記、投資有価証券のうち、持分法適用会社である Bluefin Trading LLCののれん相当額の当社持分	124,460

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、中長期的な成長戦略の一つとして、M&A・提携を活用した新規事業の創出を掲げており、過年度に中東地域で米飯加工品の製造販売を行うBluefin Trading LLCの株式を35%取得し、持分法適用関連会社としております。また、当連結会計年度においては、株式会社日本システムプロジェクト株式を100%取得し、完全子会社化しております。

当該株式の取得に当たり、超過収益力を考慮した上で取得価額を決定しておりますが、のれんが生じている各社を一つのグルーピング単位とし、各社の決算情報や取得時に見込んだ将来事業計画のモニタリング等を実施することにより、のれんの減損の兆候の有無を把握しております。

その結果、当連結会計年度において、のれんに減損の兆候はないと判断しております。

将来事業計画には、売上成長率や売上総利益率等の重要な仮定が用いられております。

当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形割引高	35,286千円
受取手形裏書譲渡高	107,085千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,580,769千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,480,000株	—	—	6,480,000株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	35,598株	3,152株	10,300株	28,450株

(注) 普通株式の自己株式の増減数の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加	3,012株
単元未満株式の買取による増加	140株
譲渡制限付株式報酬制度における自己株式の処分による減少	10,300株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	128,888	20	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2022年6月25日開催予定の定時株主総会に、次の通り付議しております。

①配当金の総額	258,062千円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	40.00円
④基準日	2022年3月31日
⑤効力発生日	2022年6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額160千円）は、「其他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 受取手形及び売掛金	1,287,167	1,287,167	－
(2) 電子記録債権	172,495	172,495	－
(3) 投資有価証券			－
其他有価証券	237,571	237,571	－
資 産 計	1,697,235	1,697,235	－
(1) 買掛金	489,936	489,936	－
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	239,453	237,121	△2,331
負 債 計	729,389	727,058	△2,331

3. 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券株式	237,571			237,571

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金		1,287,167		1,287,167
電子記録債権		172,495		172,495
買掛金		489,936		489,936
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)		237,121		237,121

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	米飯加工機械 関連事業	
日本	7,729,747	7,729,747
アジア	1,171,637	1,171,637
北米	1,364,593	1,364,593
欧州	969,770	969,770
オセアニア	300,160	300,160
その他の地域	29,960	29,960
顧客との契約から生じる収益	11,565,869	11,565,869
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	11,565,869	11,565,869

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）前受金	113,261
契約負債（期末残高）前受金	247,847

- ・ 契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。
- ・ 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は113,261千円でありませ

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

資産除去債務に関する注記

連結貸借対照表に計上していない資産除去債務

当社グループは、一部の事務所及び営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,051円63銭
1 株当たり当期純利益	165円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)	科目	当期 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2021年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	10,352,301	9,674,038	流動負債	1,291,092	1,177,330
現金及び預金	7,142,730	6,892,382	買掛金	334,573	361,901
受取手形	60,918	78,313	リース債務	23,196	23,744
電子記録債権	160,706	16,709	未払金	156,326	116,668
売掛金	950,663	1,042,639	未払費用	148,009	139,498
商品	12,306	10,073	未払法人税等	247,552	187,741
製品	789,316	948,663	未払消費税等	17,800	63,828
原材料	645,457	386,074	前受金	155,747	94,744
仕掛品	371,569	222,256	預り金	24,852	15,388
貯蔵品	2,818	3,436	賞与引当金	180,646	173,795
前払費用	61,100	59,175	その他	2,388	18
未収入金	115,209	—	固定負債	1,003,607	920,184
その他	39,501	14,315	リース債務	50,840	58,181
固定資産	4,618,953	4,262,724	長期未払金	8,741	8,741
有形固定資産	2,737,711	2,893,871	退職給付引当金	944,025	853,261
建物	1,401,391	1,466,365	負債合計	2,294,700	2,097,515
構築物	23,458	26,137	(純資産の部)		
機械及び装置	34,821	32,779	株主資本	12,585,458	11,739,678
車両運搬具	4,593	7,630	資本金	1,154,418	1,154,418
工具器具備品	147,837	235,350	資本剰余金	986,618	982,960
土地	1,125,607	1,125,607	資本準備金	982,960	982,960
無形固定資産	275,273	202,360	その他資本剰余金	3,658	—
ソフトウェア	154,823	201,701	利益剰余金	10,482,196	9,654,502
ソフトウェア仮勘定	119,790	—	利益準備金	110,000	110,000
電話加入権	659	659	その他利益剰余金	10,372,196	9,544,502
投資その他の資産	1,605,968	1,166,491	別途積立金	1,800,000	1,800,000
投資有価証券	237,731	250,213	繰越利益剰余金	8,572,196	7,744,502
関係会社株式	702,837	411,820	自己株式	△37,774	△52,202
出資金	6,710	6,710	評価・換算差額等	91,095	99,568
長期貸付金	14,861	16,470	その他有価証券評価差額金	91,095	99,568
長期前払費用	58,833	71,371	純資産合計	12,676,554	11,839,247
破産更生債権等	136	145	負債及び純資産合計	14,971,254	13,936,762
差入保証金	161,308	28,637			
会員権等	17,400	17,400			
繰延税金資産	396,821	351,280			
保険積立金	18,008	21,122			
貸倒引当金	△8,680	△8,680			
資産合計	14,971,254	13,936,762			

損益計算書

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
	(2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで)	(2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで)
売上高	9,824,542	8,163,940
売上原価	5,223,691	4,486,893
売上総利益	4,600,851	3,677,047
販売費及び一般管理費	3,509,296	2,993,775
営業利益	1,091,554	683,272
営業外収益	159,980	77,360
受取利息及び配当金	152,722	70,425
その他	7,258	6,935
営業外費用	7,803	5,874
手形売却損	85	118
保険解約損	1,371	—
リース解約損	2,327	—
売上割引	—	2,312
譲渡制限付株式関連費用	4,018	3,321
その他の営業外費用	—	122
経常利益	1,243,731	754,758
特別利益	39,000	41,516
投資有価証券売却益	39,000	—
抱合せ株式消滅差益	—	41,516
特別損失	550	174
固定資産除却損	550	174
税引前当期純利益	1,282,181	796,100
法人税、住民税及び事業税	367,552	260,341
法人税等調整額	△41,952	△57,548
法人税等合計	325,599	202,792
当期純利益	956,581	593,307

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 別途積立金
当期首残高	1,154,418	982,960	—	982,960	110,000	1,800,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			3,658	3,658		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	3,658	3,658	—	—
当期末残高	1,154,418	982,960	3,658	986,618	110,000	1,800,000

残高及び変動事由	株主資本	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰余金				
	繰越利益 剰余金				
当期首残高	7,744,502	△52,202	11,739,678	99,568	11,839,247
当期変動額					
剰余金の配当	△128,888		△128,888		△128,888
当期純利益	956,581		956,581		956,581
自己株式の取得		△249	△249		△249
自己株式の処分		14,677	18,336		18,336
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△8,472	△8,472
当期変動額合計	827,693	14,428	845,780	△8,472	837,307
当期末残高	8,572,196	△37,774	12,585,458	91,095	12,676,554

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価株式等以外のも ……は移動平均法により算定）を採用しております。

の

市場価格のない……………移動平均法による原価法を採用しております。

株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2～50年

工具器具備品 2～20年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………(イ) リース資産以外の無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主として寿司用米飯加工機械、盛付け用米飯加工機械等の米飯加工機械の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による損益及びセグメント情報に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

超過収益力を見込んで取得した関係会社株式の評価

(1)当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	702,837
上記、関係会社株式のうち、超過収益力を見込んで取得した関係会社株式	541,526

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、中期的な成長戦略の一つとして、M&A・提携を活用した新規事業の創出を掲げており、過年度に中東地域で米飯加工品の製造販売を行うBluefin Trading LLCの株式を35%取得し、持分法適用関連会社としています。また、当事業年度においては、株式会社日本システムプロジェクト株式を100%取得し、完全子会社化しています。

当該株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較し、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っておりますが、株式の取得に当たり、超過収益力を考慮した上で取得価額を決定しているため、実質価額は各社の純資産に超過収益力を加味して算定しています。

このため、各社の決算情報や取得時に見込んだ将来事業計画のモニタリング等を実施することにより、超過収益力の毀損の有無を判断し、株式の減損処理の要否を検討しております。

その結果、当事業年度において、関係会社株式の減損処理は不要と判断しております。

将来事業計画には、売上成長率や売上総利益率等の重要な仮定が用いられております。

当該仮定には、不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 受取手形割引高	5,286千円
受取手形裏書譲渡高	74,011千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,542,241千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	176,491千円
短期金銭債務	16,336千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,039,105千円
仕入高	267,133千円
営業取引以外の取引高	150,585千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	28,450株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	38,193千円
投資有価証券評価損	6,330千円
会員権評価損	1,837千円
電話加入権評価損	1,006千円
貸倒引当金	2,657千円
未払事業税等	16,353千円
未払金	8,883千円
賞与引当金	55,313千円
退職給付引当金	289,060千円
役員退職慰労金	2,676千円
一括償却資産	2,262千円
減価償却超過額	2,419千円
株式報酬費用	16,065千円
繰延税金資産小計	443,060千円
評価性引当額	△14,508千円
繰延税金資産合計	428,552千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△31,730千円
繰延税金資産の純額	396,821千円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当社は、一部の営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,964円89銭
1株当たり当期純利益	148円31銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久塚 清 憲 ㊞

公認会計士 上西 貴 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴茂器工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久塚 清憲 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

鈴茂器工株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬川和彦 ㊟

監査役 宇佐公興 ㊟

監査役 村井淳也 ㊟

(注) 監査役瀬川和彦、宇佐公興および村井淳也は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルカデンツァ東京 2階アゼリア

〒179-0075

東京都練馬区高松5-8-20 J.CITY

TEL.03-5372-4411

交通

- 都営地下鉄大江戸線

光が丘駅

A5出口より徒歩15分

- 東京メトロ有楽町線
- 東京メトロ副都心線

地下鉄成増駅

3番出口より送迎バス約15分

※ 東武東上線成増駅ご利用の株主様は上記「地下鉄成増駅」からホテル送迎バスをご利用下さい。



成増駅

ホテル送迎バス乗り場 ご案内図

発車時刻：9：30

※ 土・日・祝は本数が限られてお
りますのでご注意下さい。

